

ふるたおきちく  
古田沖地区活性化計画

愛媛県  
愛媛県内子町

平成24年4月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	古田沖地区活性化計画	市町村名	内子町	地区名	古田沖	計画期間	平成24年度～平成25年度
都道府県名	愛媛県						

## 目標：

本事業の実施により、農業用排水路の整備を行うことで、維持管理の負担軽減と農作物生産の安定的な生産を図り、農作業の共同化を促進し、後継者が定住しやすい集落環境整備を推進することで、計画区域内の人口の減少を抑えることとし、18人減(H21→H23)となった人口減少を、16人(H24→H26)までに抑えることを目標に、定住の促進を図るものとする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

当地区が属する内子町五十崎は、愛媛県のほぼ中央に位置し、県都松山市より南西約40kmの地点にある。本地域は、肱川水系の小田川沿いに広がる標高45mにある水田地帯で、小田川河川改修事業(S55～S60)により整備した揚水施設により、河川から農業用水を確保している。また、水利条件も良いことから、稲作を基幹作物として農業の振興を図っている。

平均気温15℃～17℃、平均降雨量1,700mm～1,800mmで、米作に適した比較的温暖な気候に恵まれている。

### 現状と課題

本地区は、中山間地域の農山村であり、ほ場整備事業等生産基盤の整備を積極的に進め、水稻を中心とした生産を行っている。また、地域の伝統行事や収穫祭等の交流事業にも取り組み、後継者育成のための住みよい集落環境づくりを目指し地域営農を推進している。しかし、近年、農家の兼業化や高齢化が進み、用水管理や水路の維持管理が困難な状況となっており、今後、農地の耕作放棄地化が懸念されるなど、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

### 今後の展開方向等

農業の兼業化や高齢化等に伴う農地の耕作放棄地化など、地域活力が低下する中、農業用排水施設等の整備により、維持管理の負担軽減と農産物の生産性の向上、農作業の共同化を図り、また後継者が定住しやすい集落環境整備を推進することで、農業振興と快適な住環境の調和を図りながら、現在の農業基盤の維持と定住化の促進を目指すこととする。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
内子町	古田沖	基盤整備(農業用排水施設)	内子町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域

古田沖地区(愛媛県内子町)	区域面積	88ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係:  当該区域の面積88haのうち農林地面積は82haで93%を占め、就業人口 316人のうち農林業従事者は 62人と19.6%を占めており、第1次産業が主産業となっている。		
②法第3条第2号関係:  H21からH23における人口は、18人(704人→686人)、約3%減少している。 また、地区内人口686人中 65歳以上の人々が219人を占め、高齢化傾向(高齢化率約32%)がみられることから、地域の活性化のためには定住促進を図ることが必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係:  計画区域には、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了翌年度の平成26年9月末までに、愛媛県農地整備課及び内子町産業振興課において、平成25年度末における計画区域内の人口を指定地区別人口調べ(内子町調べ)により確認し、第三者(農地水保全管理・五十崎地域活動組織予定)による評価により検証する。

現状：H21年 704人

↓ 18人 減となった。

H23年 686人

計画：H24年

↓ 16人減が目標

H26年

## 農山漁村活性化対策整備交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん	平成24年度～平成25年度
愛媛県(代表)	
えひめけんうちこちょう	
愛媛県内子町	

## &lt;連絡先&gt;

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	<a href="mailto:nouchiseibi@pref.ehime.jp">nouchiseibi@pref.ehime.jp</a>
愛媛県内子町産業振興課	0893-44-2123	089-44-6136	<a href="mailto:sangyoshinko-s@town.uchiko.ehime.jp">sangyoshinko-s@town.uchiko.ehime.jp</a>



# I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	10.2ha	計画区域における農業用排水施設の機能の確保(ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され、機能が確保された農地の面積(ha) =10.2ha
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>  農業用排水施設を整備することにより、農業用水の供給機能が向上し、維持管理に費やしていた営農労力を農作物の品質向上への労力に転換することが可能となるため、農家経営の安定が期待できる。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。  農業用排水施設受益面積 A=10.2ha		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>		

## Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要 望額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用排水施設	古田沖地区	農業用排水施設	農業用排水 路 L=2,120m 配水槽1箇所 揚水機1箇所	H24年度～H25年 度	内子町	86,000	47,300	55%	47,300	農業用排水施設を整備することにより、農業用水の供給機能が向上し、農業生産 基盤機能が回復し、維持管理に費やしていた営農労力を農作物の品質向上への労力 に転換することにより農家経営の安定が期待できる。 その結果、農家の効率的、継続的な営農活動が可能となることから、農作業の共同 化を促進し、地区内世帯数の減少率の低減を目標に農業従事者等の定住化を図る。
合 計						86,000	47,300		47,300	





(参考様式2)

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県内子町		
計画期間 実施期間	平成24年度～平成25年度 平成24年度～平成25年度	総事業費（交付金）	86,000千円（ 47,300 千円）

### 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画の目標は、農業用排水施設の整備により定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保することとし、これにより農業従事者の定住化を図り、地区内の世帯数減少率の低減を目指すことから、農山漁村の活性化のための定住化及び地域間交流の促進に資する内容となっているので、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	愛媛の農業農村整備事業展開方向（H23.3策定）の基本方針、重点項目及び過疎地域自立方針と合致しており、また、内子町においては農業振興地域整備計画（H9.5.13策定）及び土地改良事業等の施策と連携、調和を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	活性化計画及び交付対象事業別概要は、地元要望を基に内子町の各種計画に基づき計画しているものであり、また、土地改良法に基づく受益者の同意も得て、地域住民等の合意形成を基礎としたものになっている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地元説明会等で女性地権者も参加し、意見を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	平成22年に古田地区建設委員会を設立して、事業実施に向けて取り組んでいる。また、地元要望に伴う説明会を実施済みで、土地改良法に基づく受益者の同意も得ており、推進体制は整備されている。

目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	定住等の促進に資する農業用水路の機能確保を図るために整備しようとするものであり、これにより農業従事者の定住化を図り、地区内の世帯数減少率の低減を目指すことから、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	総事業費が86,000千円であり、事業費から検討して実施期間を2年としたものであり適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	○	交付金要望額＝47,300千円 交付限度額＝事業費86,000千円×交付算定交付率55%＝47,300千円であり範囲内である。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、ポンプの耐用年数20年・パイプラインの耐用年数30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び土地改良の効果算定マニュアルに基づき適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比 1.07 ≥ 1.0（農業用排水施設）
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の条件のうち、町が事業主体であることと、当該地域、受益面積の合計が10.2haとなり、5ha以上であり、かつ、農業用排水施設の整備・保全が見込まれるため、要件を満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	内子町が施工し、古田沖地区水利組合が施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する状況の聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領に基づいて算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	経済比較を行い安価な工法を採用し、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	用地確保については、地権者の内諾を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林	—	

水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知) 別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか		
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営される施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	財政計画に基づき、計画的な事業実施計画を策定しており、予算措置は適正に行われている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	内子町入札実施要綱により基づき適切に行うこととしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、古田水利組合において、管理運営規則を制定し適正に管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施工等の予定はない。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業との重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。